

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育基礎研修制度規程

2016年7月16日
2020年11月28日

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生涯教育基礎研修制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本制度は、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るために、必要な事項を修得し臨床実践の共通的・基礎的能力の向上及び複数領域で対応可能な実践力を養うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本会生涯教育基礎研修修了者（以下、基礎研修修了者）とは、作業療法士として臨床実践に臨むにあたり、基礎的で共通の知識の学習と生涯学習の意義や方向性の理解を深め、わが国で働く作業療法士として基本的に理解しておくべき作業療法の理論と実践方法について修得した者をいう。

(適用範囲)

第4条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

(本会の役割)

第5条 本会は基礎研修修了者の育成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

2 本制度の整備・改定に関する必要な業務は、教育部（生涯教育委員会）がこれを行う

3 本制度の研修の企画・運営に関する必要な業務は、都道府県作業療法士会と協力してこれを行う。

4 基礎研修の修了、更新に必要な業務は、本会事務局がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第6条 本制度の整備・改正は、教育部（生涯教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（生涯教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(要件)

第7条 基礎研修修了者の初回修了要件、更新要件等は、本制度規程細則に定める。

(修了の手続)

第8条 本制度規程に基づく手続きは、会員ポータルサイト上で行う。

- 2 審査は、本会事務局がこれを行う。
- 3 本会は修了者に基礎研修修了証を交付する。

(情報公開)

第9条 本会は、基礎研修修了者が国民の保健・医療・福祉の向上に資する資格であるという公益性に鑑み、基礎研修修了者の氏名、会員番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名等を公開する。

2 公開する範囲は、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第10条 基礎研修修了の有効期間は、申請のあった月の1日を起算日として5年間とする。

2 基礎研修修了者は、有効期間内に更新申請を行わなければならない。

3 やむを得ない事情により有効期間内に更新の申請ができない者は、本制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。延長期間は原則2年以内とする。

4 有効期間内に更新申請を行わなかった場合は、基礎研修修了資格は失効する。ただし本制度規程細則に定める更新手続を行うことにより基礎研修修了資格を再取得することができる。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1 この規程は、2016年7月16日より施行する。

2 この規定は、2020年11月28日から一部改正により施行する。